

イ 令和5年度戦没者遺骨収集等実施状況

令和5年7月末現在

地 域	実 施 期 間	派 遣 人 員 (人)			収容遺骨数(柱)	備 考
		政府職員	推進協会	計		
【旧ソ連抑留中死亡者】 カザフスタン共和国(遺骨収集事前協議・埋葬地調査)	R5.7.11～R5.7.26	1	2	3	0	
小 計		1	2	3	0	
【南方地域等】						
マリアナ(現地調査)	R5.5.11～R5.5.22	0	8	8	0	
東部ニューギニア(現地調査)	R5.5.12～R5.5.25	1	5	6	0	
パラオ(現地調査)	R5.5.15～R5.6.3	0	14	14	0	
米国ハワイ(遺骨収集)	R5.5.29～R5.6.16	5	0	5	0	検体のみ送還(664検体)
ビスマーク・ソロモン(現地調査)	R5.6.4～R5.6.15	1	10	11	0	
フィリピン(協議)	R5.6.19～R5.6.23	2	0	2	0	
東部ニューギニア(現地調査・遺骨収集②)	R5.6.30～R5.7.15	2	5	7	0	検体のみ送還(3検体)
マーシャル(現地調査)	R5.7.4～R5.7.14	1	4	5	0	
マリアナ(現地調査②)	R5.7.15～R5.7.23	0	4	4	0	
パラオ(現地調査②)	R5.7.17～R5.7.31	0	16	16	0	
インドネシア(協議)	R5.7.26～R5.7.29	2	0	2	0	
小 計		14	66	80	0	
【硫黄島】						
第1回常駐業務	R5.4.5～R5.4.25	1	0	1	0	
第2回常駐業務	R5.5.28～R5.6.7	1	0	1	0	
第1回調査・常駐業務	R5.6.6～R5.6.21	1	4	5	0	
第2回調査・常駐業務	R5.6.20～R5.7.6	1	5	6	0	
第3回調査・常駐業務	R5.7.6～R5.7.19	1	4	5	0	
小 計		5	13	18	0	
合 計		20	81	101	0	

※収容遺骨数については、7月末現在で確認できた遺骨数(柱数)を記載。(遺骨鑑定中の遺骨は含まない。)

※戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づき、戦没者遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会を厚生労働大臣が指定。